

## 高森駅交流施設等指定管理者募集要項

高森町では、公の施設である「高森駅交流施設及び高森駅芝生広場」（以下「高森駅交流施設等」という。）の管理運営について、設置目的をより効率的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、高森駅等周辺施設設置条例(令和6年高森町条例第16号)第3条第2項(3)及び高森町公の施設の指定管理者の手続に関する条例(平成17年高森町条例第21号)第3条の規定に基づき、高森駅交流施設等の指定管理者を募集します。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 名称

- 高森駅交流施設
- 高森駅芝生広場

#### (2) 所在地

【高森駅交流施設】高森町大字高森字中原1526番地6 他1筆

【高森駅芝生広場】高森町大字高森字中原1526番地3 他5筆

#### (3) 施設の設置目的、役割等

南阿蘇鉄道高森駅及び交流施設等は観光の玄関口機能、交通結節機能、コミュニティ機能等を備えた町の最重要拠点となる施設です。

以上の目的を踏まえ応募されるようお願いします。

#### (4) 施設の沿革

令和6年 高森駅交流施設 完成

#### (5) 施設の概要

「高森駅交流施設等指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

#### (6) 現在の管理運営体制

高森町直営

### 2 指定管理者の業務等

高森駅交流施設等の管理運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- (1) 高森駅交流施設等の運営に関する業務。
- (2) 高森駅交流施設等の使用許可に関する業務
- (3) 高森駅交流施設等の維持管理に関する業務。
- (4) その他高森駅交流施設等の管理上必要と認める業務。

### 3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- ② 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ③ その他

ア) 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、高森町個人情報保護法施行条例附則第3条の規定に従い、安全な措置を講じなければならない。

イ) 指定管理業務を行うにあたり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。

(2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行わなければならない。

### 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

### 5 管理に関する経費

高森駅交流施設等の管理に要する経費は、高森町から支払う委託料と利用料等によって補うこととします。このうち、指定期間中に高森町が支払う委託料の額は、下記高森町個人情報に定める基準価格の範囲内で、申請者からの委託額の提案を求めます。

なお、高森町からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と高森との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 3,000 千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第1次審査で失格となりますのでご注意ください。

※ 指定後、収支に赤字が生じた場合においても町は責任を負いません。

#### (1) 利用料金

指定管理者の経営努力を促すとともに、指定管理者及び町の事務の効率化を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

なお、利用料金の額は、指定管理者が町長の承認を得て定める額とします。

#### (2) 経費の精算

経費の縮減など指定管理者の経営努力によって生み出された余剰金については、生

産による返還を求めません。なお、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合には、補填はありませんのでご注意ください。

## 6 参加資格

次の要件のすべてを満たす法人及びその他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県や高森町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 熊本県内に事業所を有すること。
- (4) 町税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人その他の団体又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれの者にも該当しないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）
- ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、高森町とやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ③ 「7 提出書類」中（1）⑤から⑩については、参加者それぞれについて提出すること。
- ④ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体及びその他の構成員は「6 参加資格」中（1）から（6）のすべてを満たすことが必要です。

## 7 提出書類

### (1) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を高森町に提出していただきます。なお、高森町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書（高森町公の施設の指定管理者の指定に手続に関する条例施行規則（平成17年高森町規則第21号（様式1））
- ② 高森駅交流施設等管理運営事業計画書（様式2-1）
- ③ 高森駅交流施設等管理運営体制表（様式2-2）
- ④ 高森駅交流施設等管理業務収支予算書（様式3）
- ⑤ 参加資格に関する申立書（様式4）
- ⑥ 法人であることを証する書類
  - ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - イ) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑦ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑧ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑨ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書面（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑩ 納税証明書
  - ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - イ) 高森町の町税（同町税が課税されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所または事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ⑪ その他町長が必要と認める書類

### (2) 提出部数

8部（正本1部 副本7部）

※ 副本については、複写機による写しでも差支えありません。

## 8 納税義務

指定管理者は、消費税、地方消費税、法人税、法人事業税等の納税義務を負う場合があります。なお、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認してください。

## 9 募集要項の配布

募集要項は、次により配布します。

- (1) 配布期間 令和7年1月31日(金)から令和7年2月13日(木)までの平日、午前9時から午後5時までとします。
- (2) 配布場所 「26問合せ先」のとおり。

## 10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年1月31日(金)から令和7年2月7日(金)までの平日午前8時30分から午後5時までとします。
- (2) 受付方法 質問票(様式7)に記入のうえ、ファクシミリ、郵便又は電子メールにより「26問合せ先」に提出してください。  
電話、口頭による質問は受け付けません。
- (3) 回答方法 質問票到着後、質問者にファクシミリにて回答します。

## 11 現地説明会の実施

現地説明会を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名(2名まで)をあらかじめ「26問合せ先」に連絡してください。

## 12 申請書の提出方法及び受付期間

- (1) 受付期間 令和7年1月31日(金)から令和7年2月14日(金)まで
- (2) 提出書類 申請書類の種類、提出部数は、「7提出書類」に記載のとおりです。
- (3) 提出方法 「26問合せ先」まで郵送又は持参してください。  
なお、持参の場合は、平日(※祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。
- (4) 注意事項 提出後は、軽微な変更を除いては提出書類の記入内容は変更できません。

## 13 申請等に要する経費

申請等に要する経費はすべて応募申請者の負担とします。

## 14 候補者の選定方法

### (1) 選定方法

指定管理者候補選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、各委員が次

の選考事項に沿って、それぞれ審査した評価の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理者候補の選定意見とし、最終的には高森町において選定します。

(2) 審査の基準と配点

選定項目及び審査内容		配点
1	事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。(手続条例第5条第1号) ア 施設の設置目的及び管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保	10
2	事業計画書の内容が、当該公の施設の利用を最大限に発揮させるものであるか。(手続条例第5条2号) ア 利用の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果 イ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	30
3	事業計画書の内容は、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。(手続条例第5条2号) ア 施設の管理運営にかかる経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現性の可能性	30
4	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人材及び財政的な基礎を有しているか。(手続条例第5条3号) ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基礎 ウ 類似施設の運営実績	30
合 計		100

1.6 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 申請者が「6 参加資格」の要件を満たしていなかったとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) その他、選定委員会で協議の結果審査を行うに当たって不相当と認められるもの

## 1.7 選定委員会

令和7年2月中旬に予定しております。申請者である法人その他の団体の代表者又は代理人の方のプレゼンテーションをお願いします。(場所、時間等は後日連絡します。)なお、選定委員会の会議は、すべて非公表とします。

## 1.8 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

## 1.9 指定管理者の決定及び管理運営に係る委託料

- (1) 高森町において選定された指定管理候補者は、町議会の議決を経て指定管理者の指定となります。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は毎年度の予算額以内となりますので、申請時に提出があった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

## 2.0 協定

高森町と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議のうえ、「高森駅交流施設等の管理運営に関する協定書」を作成し、締結します。

なお、協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人その他の団体に限りません。

また、協定書に記載する事項(予定)は次のとおりです。

- (1) 指定管理者が行う業務に関する事項
- (2) 高森町が支払う管理費用に関する事項
- (3) 指定管理者の責務、履行責任分担等に関する事項
- (4) 事業計画、事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消しに関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) その他必要な事項

## 2.1 履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、高森駅交流施設等の施設や設備(以下「施設」という。)及び使用者の被災に対し、第1次責任を有することとし、施設等又は使用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに高森町に報告しなけ

ればなりません。

- (2) 指定管理者は実態として高森駅交流施設等の管理等に関する事項の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに高森町に報告しなければなりません。
- (3) 前期に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定を締結する際に定めることとしますが、高森町の基本的な考え方は次表のとおりです。

項目		高森町	指定管理者
1	施設の維持管理		○
2	施設・設備の修理 20万円以下のもの		○
3	施設・設備の修理 20万円を超えるもの	○	
4	施設内備品の維持管理		○
5	施設等の料金の収入、収益		○
6	施設の火災保険加入	○	
7	従業員等の損害保険の加入		○
8	物価の変動・金利変動に伴う経費の分担		○
9	事業終了時の費用(指定期間終了時又は、指定期間中途に関わらず。)		○

(注意) 指定管理者の故意、過失、仕様書及び協定書等に定められた管理を怠ったことによる棄損、滅失は、金額の多寡に関わらず、指定管理者が購入又は修繕を行うこととなります。

## 2.2 留意事項

- (1) 指定管理候補者が指定管理者として指定する前において指定管理候補者が「6 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない、または協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「6 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。



## 2 3 事業継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はおそれが生じた場合には、高森町は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく業務の継続が困難と認められる場合には、高森町は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、高森町に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他高森町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合には、高森町と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定等で定めることとします。

## 2 4 その他

- (1) 施設の管理のため、新たに法人等を設立される場合は、その法人等を申請者としてください。
- (2) 新たに法人等を設立し、指定管理者の候補者として選定された場合は、高森町議会における指定管理者の指定の議決の日までに、法人登記簿謄本又は所轄の法務局登記官の受領書を提出してください。
- (3) 高森駅等周辺施設設置条例、その他関係法令を承知のうえで申請してください。
- (4) 提出書類はお返しできません。
- (5) 提出された書類は、必要に応じ複写します。  
ただし、使用は選定委員会での検討に限ります。
- (6) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

## 2 5 添付資料・様式

- (1) 高森駅交流施設等指定管理者仕様書（別記1）
- (2) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (3) 高森駅交流施設等管理運営事業計画書（様式2-1）
- (4) 高森駅交流施設等管理運営体制表（様式2-2）
- (5) 高森駅交流施設等管理業務収支予算書（様式3）

- (6) 参加資格に関する申立書（様式4）
  - (7) （納税義務がない旨を記載した）申立書（様式5）
  - (8) グループ構成員表（様式6）
  - (9) 募集要項等に対する質問書（様式7）
- ※ 様式については、必要であれば電子媒体で配布します。

## 2.6 問合せ先（募集要項等の配布、提出等の場所）

- (1) 住 所                    8 6 9 - 1 6 0 2 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2 1 6 8 番地
- (2) 担当課                高森町政策推進課政策企画係（担当：本川・村上・坂本）
- (3) 電話番号              0 9 6 7 - 6 2 - 2 9 1 3
- (4) ファクシミリ        0 9 6 7 - 6 2 - 1 1 7 4
- (5) 電子メールアドレス    [honkawa-t@town.kumamoto-takamori.lg.jp](mailto:honkawa-t@town.kumamoto-takamori.lg.jp)  
[murakamik@town.kumamoto-takamori.lg.jp](mailto:murakamik@town.kumamoto-takamori.lg.jp)  
[furukawa\\_m@town.kumamoto-takamori.lg.jp](mailto:furukawa_m@town.kumamoto-takamori.lg.jp)